

鶴岡市告示第153号

鶴岡市罹災証明書等交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

鶴岡市長 皆川 治

鶴岡市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第1項の規定に基づき、本市で発生した災害によって生じた被害に係る証明書（以下「証明書」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1項第1号に規定する災害（火災及び雷に起因するものを除く。）をいう。
- (2) 住家 現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物をいう。
- (3) 住家以外の資産 住家以外の建物又は家財道具等の動産をいう。

(証明書の種類と内容)

第3条 災害による被害を受けた者（以下「被災者」という。）に交付する証明書の種類は、次のとおりとする。

- (1) 罹災証明書（様式第1号） 法第90条の2第1項に規定する罹災証明書であって、本市における災害による住家の被害の程度を別表に定める被害認定基準に従い証明するものをいう。
- (2) 被災証明書（様式第2号） 本市における災害による住家以外の資産の被害につ

いて、その被害の事実について証明するものをいう。

- 2 証明書は、災害による被害額については証明しないものとし、かつ、民事上の権利義務に関する一切の効力を有さないものとする。

(証明書の交付対象者)

第4条 証明書の交付を申請できる者は、次のとおりとする。

- (1) 住家若しくは住家以外の資産の所有者（その相続人を含む。）、管理者、占有者又は担保権者

- (2) 住家の居住者

- (3) 住家以外の資産の使用人

(交付の申請)

第5条 証明書の交付を受けようとする者は、災害が発生した日の翌日から起算して1年以内に罹災（被災）証明書交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 被害の状況を確認できる写真、資料等

- (2) 運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポートその他本人であることが確認できる書類

- 2 前項の申請は、代理人によって行うことができる。この場合において、同項第2号の規定中「運転免許証」とあるのは「本人及び代理人の運転免許証」と読み替えるものとする。

(調査の実施)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に従い、申請内容に応じ遅滞なく調査を実施するものとする。

- 2 市長は、住家に関する被害について、申請者が別表に規定する準半壊に至らない（一部損壊）程度の被害であることを自ら申し出た場合であって、被害の状況を示す写真、資料等からその事実が一見して明らかに判定できるときは、申請者の同意を得た上でその住家の実地調査を省略することができる。

- 3 市長は、住家以外の資産に関する被害については、原則として被害の状況を示す写真、資料等により被害の事実を確認し、実地調査を行わないものとする。

(証明書の交付)

第7条 市長は、前条の規定により被害の程度を判定し適当と認めるときは、証明書を交付するものとする。

(再調査の申請)

第8条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書で証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、その交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、被害認定再調査申請書(様式第4号)に当該罹災証明書を添えて提出することにより、市長に再調査の申請をすることができる。

2 第5条(同条第1項第1号の規定を除く。)及び第6条の規定は、再調査の申請について準用する。

(手数料)

第9条 この告示の規定による証明書の交付に係る手数料は、鶴岡市手数料条例(平成17年鶴岡市条例第70号)第4条第2項の規定により、免除するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定による証明書の交付の手続は、施行日以後に行う交付の申請について適用する。

別表（第3条関係）

被害の程度	認定基準
全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p>
大規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</p>
中規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</p>
半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p>
準半壊	<p>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、</p>

	または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
準半壊に至らない(一部損壊)	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の損壊であって、補修を必要とする程度のもの